平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」に係る補助事業者(執行団体)公募要領

平成26年2月27日 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 国土交通省自動車局 環境政策課 貨物課 旅客課 整備課

平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」に係る補助事業者(執行団体)を公募します。

省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)は、得られた成果を省エネ法等に措置し、成果の普及を目指すものです。

なお、本公募は、平成26年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、 予算成立前に募集の手続きを行うものです。事業執行団体の決定や予算の執行は、平成26 年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご 了承ください。

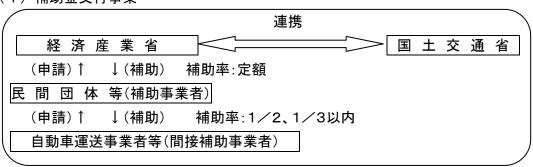
注: 本公募は、事業者への補助金を交付する事業等を実施する執行団体を公募するものです。

1. 事業の目的

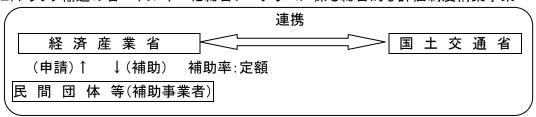
この補助金は、省エネルギー型トラック運送事業に関する実証などを行う事業及びトラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係る総合的な評価制度の構築に資する事業の実施に要する経費を補助することにより、陸上輸送部門における省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

2. 事業スキーム

(1)補助金交付事業



(2)トラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係る総合的な評価制度構築事業



- ※ 当調査は、一部を外部機関へ委託することも可能とします。
- ※ 当調査によって得られた成果の内容は、広く公表することを前提とし、国に対しても共有する ものとします。

3. 事業内容

- (1) -1、(1) -2、(1) -3、(2) 及び(3) に係る事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下、「間接補助事業者」という。) に対して、補助金を交付する事業、(4) に係る調査事業並びに(5) に係る委員会を実施する事業(以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。)を行う執行団体を公募するものです。(別紙参照)
- (1) 1 省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコドライブ総合プログラムの実施支援)

トラック運送事業者が行うエコドライブ総合プログラムの実施を通じた評価制度の構築 に係る事業

(1) - 2 省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(革新的省エネルギー機器の導入支援)

トラック運送事業者が行う革新的省エネルギー機器の導入を通じた評価制度の構築に係る事業

(1) -3 省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコタイヤの導入支援) トラック運送事業者が行うエコタイヤの導入を通じた評価制度の構築に係る事業

(2) 省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業

タクシー事業者が行う減車推進事業及び最適配車システムの導入による運行効率化事業 の実証について支援を行う事業

(3) スキャンツール※を活用した整備の高度化等推進事業

自動車整備事業者が行うスキャンツールの導入によってスキャンツールの価格低減を図り、本機器の自立的な普及を図る事業

*スキャンツール:電子制御による新技術が活用されている自動車の省エネルギー性能の維持に 必要なツールであり、自動車の装置の作動状況を外部接続して診断する、外部 故障診断装置

(4) 調査事業(トラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係る総合的な評価制度構築事業)

エコドライブやエコタイヤの効果を踏まえた燃費改善に係る総合的な評価制度を構築するために必要な調査を実施する事業

(5) 省エネルギー型陸上輸送実証事業検討会の実施

学識経験者等を構成員とする省エネルギー型陸上輸送実証事業検討会を上記(1)~(3) についてそれぞれ開催し、間接補助事業の実施内容等に係る検討、間接補助事業で取得す べきデータ等の確定等評価制度構築に係る検討を実施

4. 事業実施期間

交付決定日~平成27年3月31日

5. 応募資格

次の①~⑤までの全ての要件を満たすことのできる企業・団体等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②当該補助事業の遂行に必要な組織、能力、知識を有していること。
- ③当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分 な管理能力を有していること。
- ④国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 補助金交付の要件

(1)採択予定件数:1件

(2)補助率•補助金額:別紙参照

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い(概算払)が認められる場合は非常に制限されていますのでご注意ください。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、 支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1)募集期間

募集開始日:平成26年2月27日(木)

締 切 日:平成26年3月19日(水)17時必着

(2)説明会の開催

開催日時 : 平成26年3月4日(火)10時~11時(予定)

場 所 : 経済産業省 別館 11階 1107共用会議室

説明会への参加を希望する方は、「12. 問い合わせ先」の資源エネルギー庁省エネルギー対策課のメールアドレス(logistics@meti.go.jp)へ3月3日(月) 12時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「【説明会出席登録】平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名(ふりがな)」「所属(部署名)」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、説明会の会場については、上述のとおりを予定していますが、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下

さい。なお、時間が変更になる場合は、ご登録いただきました「E-mail アドレス」に 3月3日(月)18時までに連絡いたしますが、変更が無い場合は連絡致しません。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」に係る補助事業申請書」と記載してください。
 - 申請書(様式1) <5部>(正:1部、副:4部)
 - ·提案書(様式2) <5部>(正:1部、副:4部)
 - 会社概要票及び直近の財務諸表<5部>(正:1部、副:4部)
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。 なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された 場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号) に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課

平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」担当あて

- ※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、 審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- ※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付してください。

8 審査・公表

審査は、原則として有識者で構成される審査委員会において応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

また、採択結果については、後日、資源エネルギー庁及び国土交通省のホームページで 公表することとし、個別の問い合わせには応じないことをご了承ください。

9. 交付決定について

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業 省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後 から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額 などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定 ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1)補助対象経費の区分

I 間接補助事業費

- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコドライブ総合プログラムの実施支援)に要する経費
- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業 (革新的省エネルギー機器の導入支援) に要する経費
- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコタイヤの導入支援)に要する経費
- 省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業に要する経費
- ・スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業に要する経費

<u>□調査事業費</u> (トラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係る総合的な評価制度構築事業費)

人件費、事業費(旅費、会場費、謝金、備品費、借料及び賃料、消耗品費、外注費、 印刷製本費、通信運搬費、補助員人件費、その他諸経費)、委託費

Ⅲ 事務費(省エネルギー型陸上輸送実証事業検討会の実施にかかる費用を含む)

人件費、事業費(旅費、会場費、謝金、備品費、借料及び賃料、消耗品費、外注費、 印刷製本費、通信運搬費、補助員人件費、その他諸経費)、委託費

(2) 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事

務機器等)

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)
- その他事業に関係ない経費
- (3)補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、「消費税等」という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続 回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して 補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の 返還を選択する補助事業者

11. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費(発注含む。)は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、 又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業 大臣に届け出なければなりません。

- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5)補助事業者は、平成26年5月末までに間接補助事業の公募を開始しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに 実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。

(9) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上(税抜き)のものについては、別に定める期間においては、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け 又は担保に供すること)はできません。

ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)しなければなりません。

- (10) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (11) 補助事業者は、本事業で取得した情報などについて、次年度以降の事業において継続的に活用することが可能となるよう、必要に応じて情報などの引き継ぎを行わなければなりません。

12. 問い合わせ先

<公募に係る全般的な問い合わせ先>

【経済産業省】

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

担当:中村、明石

電話 : 03-3501-9726 FAX : 03-3580-8439

E-mail : logistics@meti.go.jp

<事業内容に係る問い合わせ先>

【国土交通省】

国土交通省 自動車局 環境政策課

担当:堀江、玉屋

電話: 03-5253-8604 FAX: 03-5253-1639

メールにてお問い合わせの際は、件名(題名)を必ず『【質問】平成26年度省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)』としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

| 受付番号 | |
|-------|--|
| ※記載不要 | |

経済産業省 あて

平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸送実証事業)」に係る補助事業申請書

| 申請者 | 企業・団体名 | |
|--------|-----------------|--------|
| | 代表者役職・氏名 | 印または署名 |
| | 所在地 | |
| 連絡担当窓口 | 氏名 (ふりがな) | |
| | 所属 (部署名) | |
| | 役職 | |
| | 電話番号 (代表・直通) | |
| | E-mail | |

(様式2)

| 受付番号 | |
|-------|--|
| ※記載不要 | |

平成26年度「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネルギー型陸上輸

| ・ |
|--|
| 送実証事業)」に係る補助事業提案書 |
| |
| 1. 事業の実施方法 |
| *募集要領の3.事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 |
| *本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。 |
| The second of th |
| |
| |
| |
| |
| |
| 2. 実施スケジュール(1. の実施が月別に分かること) |
| *公募開始時期を明示してください。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| 3. 事業実績 |
| 類似事業の実績 |
| ・事業名、事業概要、実施年度、発注者等(自主事業の場合はその旨) |
| |
| |
| |
| |
| |
| 4. 実施体制 |
| * 実施責任者略歴、人員数等及び実施者の業務内容 |
| * 外注、委託を予定しているのであればその内容 |
| |
| |
| |

| 5. | 事業費総額 ※記載している費目は例示。事務費については、 | 募集要領1 | 0. (1) Ø |
|----|---------------------------------------|-------|----------------------|
| | 各費用に応じて必要経費を記載すること。 | | |
| I | 間接補助事業費 | | 千円 |
| П | 調査事業費(トラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係 | る総合的な | · <u>評価制度</u> |
| | 構築事業費) | | <u> </u> |
| Ш | 事務費 | | 千円 |
| | 人件費 | | <u>千円</u> |
| | 事業費 | | <u>千円</u> |
| | ①旅費 | 千円 | |
| | ②会場費 | 千円 | |
| | ③謝金 | 千円 | |
| | ④備品費 | 千円 | |
| | ⑤借料及び賃料 | 千円 | |
| | <u>⑥消耗品費</u> | 千円 | |
| | ⑦外注費 | 千円 | |
| | ⑧印刷製本費 | 千円 | |
| | <u>⑨通信運搬費</u> | 千円 | |
| | ⑩補助員人件費 | 千円 | |
| | ①その他諸経費 | 千円 | |
| | 委託費 | | <u></u> <u>千円</u> |
| 糸 | ····································· | | <u>千円</u> |

補助事業概要

- 1. 補助事業
- (1)補助事業予定額 33.6億円
- (2)補助対象経費の区分

I 間接補助事業費

- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業 (エコドライブ総合プログラムの実施支援) に要する経費
- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(革新的省エネルギー機器の導入支援) に要する経費
- ・省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコタイヤの導入支援)に要する経費
- 省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業に要する経費
- スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業に要する経費

Ⅱ調査事業費

・トラック輸送の省エネルギー化総合プログラムに係る総合的な評価制度構築事業*に必要と認める経費(人件費、事業費(旅費、会場費、謝金、備品費、借料及び賃料、消耗品費、外注費、印刷製本費、通信運搬費、補助員人件費、その他諸経費)、委託費)

※評価制度に係る評価手法等の検討のための「エコドライブ総合プログラムの実施支援」及び「エコタイヤの導入支援」の実証事業で得られたデータの整理・分析、エコタイヤの効果発現・普及啓発セミナーの開催 等

<u>町事務費</u>(省エネルギー型陸上輸送実証事業検討会の実施にかかる費用を含む) 人件費、事業費(旅費、会場費、謝金、備品費、借料及び賃料、消耗品費、外注費、 印刷製本費、通信運搬費、補助員人件費、その他諸経費)、委託費

(3) 補助率 定額(10/10)

(4) 事業実施期間

交付決定日~平成27年3月31日(原則、単年度事業)

- 2. 間接補助事業(予定)
- (1) 1省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコドライブ総合プログラムの実施支援)
 - ①補助対象

トラック運送事業者が行うエコドライブ総合プログラムの実施を通じた評価制度の構築に係る事業

②補助対象経費(消費税額等は対象外)

- ①に要する経費(設備費、委託費)
- ③補助金額 補助対象経費に1/2を乗じた金額
- ④募集方法 公募により実施(募集は期間を区切って、複数回行う。)
- ⑤採択件数(予定) 約300件
- (1) 2省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(革新的省エネルギー機器の導入支援)
 - ①補助対象

トラック運送事業者が行う革新的省エネルギー機器の導入を通じた評価制度の構築に 係る事業

- ②補助対象経費(消費税額等は対象外)
 - ①に要する経費(設計費、設備費、工事費)
- ③補助金額 補助対象経費に1/2を乗じた金額
- ④募集方法 公募により実施(募集は期間を区切って、複数回行う。)
- ⑤採択件数(予定) 約60件
- (1) -3省エネルギー型トラック運送に係る実証事業(エコタイヤの導入支援)
 - ①補助対象

トラック運送事業者が行うエコタイヤの導入を通じた評価制度の構築に係る事業

- ②補助対象経費(消費税額等は対象外)
- ①に要する経費(設備費)
- ③補助金額

補助対象経費に1/2を乗じた金額

④募集方法

公募により実施(募集は期間を区切って、複数回行う。)

- ⑤採択件数(予定)
 - 約1.400件
- (2) 省エネルギー型タクシー産業構造転換可能性調査事業
 - ①補助対象

タクシー事業者が行う減車推進事業及び最適配車システムの導入による運行効率化事

業の実証について支援を行う事業

- ②補助対象経費(消費税額等は対象外)
- ①に要する経費(設計費、設備費、工事費、委託費)
- ③補助金額 補助対象経費に1/2を乗じた金額
- ④募集方法 公募により実施(1回のみ)
- ⑤採択件数(予定) 1件
- (3) スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業
 - ①補助対象

自動車整備事業者が行うスキャンツールの導入によってスキャンツールの価格低減を 図り、本機器の自立的な普及を図る事業

- ②補助対象経費(消費税額等は対象外)
 - ①に要する経費(設備費)
- ③補助金額 補助対象経費に1/3を乗じた金額
- ④募集方法 公募により実施(募集は期間を区切って、複数回行う。)
- ⑤採択件数(予定)約2,000件